

世界民族問題事典

平凡社



世界 Encyclopedia of 民族問題 事典 Nations and Ethnic Relations

監修＝梅原厚太郎 編集＝梅原正徳 表紙＝NIR 総経理＝梅原正徳

平凡社

世界民族問題事典

1995年9月20日 初版第1刷発行

監修……………**梅棹忠夫**
編集……………**松原正毅** [代表]
……………**NIRA** [総合研究開発機構]
発行者……………**下中弘**
発行所……………株式会社**平凡社**
……………郵便番号152
……………東京都目黒区碑文谷5-16-19
……………電話……………[03] 5721-1252 [編集]
……………[03] 5721-1234 [営業]
……………振替……………00180-0-29639

印刷……………株式会社東京印書館
製本……………大口製本印刷株式会社
……………本文用紙……………三菱製紙株式会社
……………クロス……………ダイニック株式会社

造本・装丁……………中垣信夫

©Heibonsha Ltd. 1995 Printed in Japan

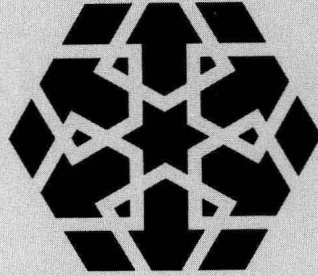
ISBN4-582-13201-4
NDC 分類番号316. 8/389 B5判 26.4cm 総ページ1352
落丁・乱丁本は直接小社読者サービス係までお送りください
(送料小社負担)

R
3/0
8

世界民族問題事典

Encyclopedia of Nations and Ethnic Relations

監修＝梅棹忠夫 編集＝松原正毅^[代表]＋NIRA^[総合研究開発機構]



平凡社

監修にあたって

20世紀がおわりにちかづくとともに、世界各地で地域紛争が続発している。とくに東西の冷戦が終結してから、東ヨーロッパや旧ソ連邦の各共和国内で民族間の衝突がつづいている。これはイデオロギーにもとづく強力な政治システムが崩壊したことによって、諸民族が自己を主張しはじめたからである。

おなじような傾向は第1次世界大戦後にもおこった。オーストリア・ハンガリー帝国およびオスマン帝国が解体したとき、主として東ヨーロッパにおいて多数の国家が誕生した。第2次世界大戦後は大英帝国や大日本帝国などが崩壊して、これらの帝国の植民地や属領であった地域がつぎつぎと分離し、あるいは独立した。とくにアジアを中心として、おおくの国家が誕生した。そして、1960年代にはアフリカで、1970年代にはオセアニアであたらしい国家があいついで独立した。国家の数は、第2次世界大戦直後には世界全体で50あまりであったが、現在では190をこえるにいたっている。

しかし、どの国においても1民族が1国家を形成している例はほとんどない。世界の民族の数は2000から3000にもおよんでいる。このことをかんがえると、おおくの国家は多民族国家であることはあきらかである。国家として独立したのちも、国内では民族集団どうしの摩擦がつづいている場合がすくなくない。

われわれが国際交流や国際紛争などについてかたるとき、世界を国家の単位でとらえやすいが、じっさいは大部分が民族間の問題である。これは国際問題というよりは民族問題なのである。それは、それぞれの民族のことなる主張のぶつかりあいなのである。民族の主張とは、民族固有の歴史や文化によって形成された価値観に根ざすものである。しかもそれらの価値観は、しばしば合理的でもなく論理的でもない。ここに民族問題のむつかしさがある。

現代では、かつてのように帝国の統治力やイデオロギーなどが統合原理として作用することがむつかしくなっている。今後、世界の秩序をつくるあらたな普遍的原理はみつかるであろうか。民族問題はその様相も原因もさまざまである。問題ごとに、相手ごとに、ひとつひとつ丹念にときほぐしてゆく以外、解決の道はない。

これらの情勢にかんがみて、総合研究開発機構(NIRA)は、かねてより民族問題に関する詳細な解説書の必要性を認識して、その実現をかんがえていた。そしてその構想の立案を財団法人千里文化財団に委託した。財団はその研究に着手し《世界民族問題事典(仮称)》の構想に関する研究をまとめて、総合研究開発機構に報告書を提出した。それにもとづいてその刊行を実現すべく、国立民族学博物館の松原正毅教授を代表とする編集委員会が設置されて、総合研究開発機構の協力のもとに本事典の編集作業がはじまった。わたしが全体の監修にあたり、その刊行は平凡社がおこなうことになった。執筆に際しては、ひろく全国の第一線の研究者たちの協力を得た。

従来から世界の諸民族に関する事典は刊行されている。しかし、それらは個々の民族の社会や文化を知るうえで有効であるが、民族問題の歴史や現状を知るためには、いずれも不十分なものであった。ここに世に問う《世界民族問題事典》では、民族の解説というよりは、紛争と摩擦の現状、背景、原因に留意して記述した。民族問題を広範囲にとらえて、全世界を網羅した事典としては、世界でもおそらく本書が最初のものであろう。

発刊にあたって、執筆者諸氏および編集と刊行に協力されたすべてのかたがたに感謝の意を表したい。本事典がひろく社会一般のお役にたてれば、監修者としてまことにさいわいである。

1995年7月

国立民族学博物館顧問・財団法人千里文化財団会長
梅棹忠夫

20世紀の終わりをむかえるにあたって、世界は激動の時代にはいった。東欧の旧体制の崩壊やソ連邦の解体、ヨーロッパ統合のうごき、大規模な環境問題など地軸をゆるがす事象が矢継ぎ早に展開し、これまで営々と築きあげてきた秩序や価値体系のパラダイムの根源的なみなおしを迫られている。近代国家制度そのものの再検討の必要性についての議論も湧きあがりつつある。あらたな世界秩序の再編成へむけての模索もさまざまなかたちではじまっているが、宇宙船地球号の航海の行く手はなお不分明である。

この激動期に噴出してきたのが、民族問題である。激動の時代にあるからこそ、それぞれの民族のアイデンティティの問題が前面におしだされ、先鋭化せざるをえないともいえる。民族問題の根底には情緒系・感情系にかかわる要素が存在し、それが問題の解決を困難にしているという側面もある。むしろ性急な解決策が民族問題をより紛糾させる現象さえみられる。まず第一に必要なことは、民族問題の本質と背景についての冷静な認識である。冷静な認識の基盤には、ゆがみのない情報源を確保することが必要といえる。

民族問題は、おそらく21世紀がかかえる最大の懸案事項のひとつとなるだろう。《世界民族問題事典》は、ある意味では時代的な要請のなかで生まれ出るべくして生まれた事典といえるかもしれない。民族問題を全体的な視野のなかでとらえる手がかりがこの事典の刊行によって提供されるのではないだろうか。

《世界民族問題事典》を編集するにあたって、意をもちいた点がいくつかある。それは、本事典の基本的な性格にかかわるものである。

第1は、民族問題にかかわる基礎的な情報を提供することである。そのために、さまざまな民族問題を発生の原因にまでさかのぼって理解できる鍵を提供するだけでなく、その背景をひろく見渡すための情報を組み込むことに努めた。民族問題の背景は複雑である。この複雑さを生みだしているのは、歴史性と地域的固有性である。すべての民族は、歴史のなかで形成される。それは、同時に地域的固有性を背負っている。民族問題の背景をおさえるためには、それぞれの民族がかかえる歴史性と地域的固有性をあわせて視野におさめる必要がある。

第2は、現在とともともかわりの深い近現代を中心とした情報に焦点をあてた構成に努めたことである。しかし、必要に応じて、歴史的に古くさかのぼる事項ももちこんでいる。民族問題では、ときによっては時空をこえた文脈のなかで歴史的な事柄が現代に活性化する現象もみられるからである。その意味では、本事典においては民族問題を広義の視点からとりあついているといえる。表面的には経済問題や政治問題、環境問題として片づけられている事象の背後に、民族問題のかかわっていることも多い。さらに、民族間関係のなかで浮かびあがってきた問題を多角的な視座のなかでとらえるため、基本的な概念をはじめ、法体系や制度などにかかわる事項も立項している。

第3は、項目の選定から記述の内容にいたるまで、ある種の予測性をおこむことである。これはもっとも困難な点であるが、民族問題の展開の方向を全体的に理解し、考えられる選択肢などについてヒントを提供するうえで必要であろう。

《世界民族問題事典》の刊行は、いままでほとんど類例のない試みである。この種の事典の必要性は各方面で認識されていたが、その具体化は容易なことではない。さいわい総合研究開発機構(NIRA)、財団法人千里文化財団、平凡社などの組織間の協力関係のなかではじめて刊行の実現が可能になった。この事典は民族問題をめぐる〈百科事典〉の性格をそなえている。この刊行のためには、海外の研究者もふくめた数百人にのぼる研究者の力の結集が不可欠であった。それも、民族学、歴史学、言語学、宗教学、政治学、経済学、社会学、法学、生態学などひろい領域にわたる最新の研究成果を基盤に全体を構成する必要があった。まさに、この事

典は学際的な研究協力にもとづいて成立したものといえる。

本事典の刊行にかかわったのは、いずれも第一線で活躍する気鋭の研究者である。多くは現地経験も豊富で、現地の空気を肌で感じてきた人びとである。それだけに民族問題の重要性和困難さをもっとも痛感している人びとでもある。ここから発信される情報は、もっとも信頼性の高いものといえるだろう。

《世界民族問題事典》の骨格は、具体的な項目選定を通じて形成されていった。項目選定の作業は、全体の構想を立てる構想委員会の下にもうけられた作業委員会(のちの編集委員会)を中心にすすめられた。作業委員会のメンバーが加わった項目選定委員会は、13の分科会にわかれ、同時並行的に活動した。すなわち、オセアニア、北米、中南米、ヨーロッパ、アフリカ、西アジア(中東)、南アジア、東南アジア、中央アジア、北アジア、東アジア、日本、それにテーマの各分科会である。各分科会の項目選定の主要な作業は、1992年から93年にかけておこなわれた(分科会によっては、それ以後に再編・補充した部分も多い)。この骨格にもとづいて執筆依頼・編集作業が進行したが、この過程でも項目の追加、修正が継続している。

本事典の項目は、次のような要素から構成されている。地域全体を概観する項目、国単位の展望をおこなう項目、地域に即した個別項目、地域を横断するテーマ項目である。地域については、オセアニア、中南米、西ヨーロッパ、アフリカ、中東、中央アジア、南アジア、東南アジアなどの大きな単位を採用している。必要に応じて、カフカース、シベリア、新疆ウイグル、雲南などのような比較的小さな単位の地域項目も立てた。テーマ項目には、基本概念、宗教、言語、経済、国際機構など、広範な領域にわたる項目がふくまれている。

地域項目、国項目、個別項目、テーマ項目のあいだは、関連項目をたどりながら自由にゆききのできる構成になっている。本事典の利用者は、索引の活用もふくめ、みずからの関心に即して自在に事典を再編することも可能である。ここから、さまざまなかたちの知的営為のころみかひらけてくるであろう。

この事典は、〈問題発見の事典〉である。本事典の読者が、この事典を多様なかたちでの〈発見の事典〉として十二分に活用されることを心から期待している。

1995年7月

《世界民族問題事典》編集代表
松原正毅

21世紀前半は〈民族の時代〉になる予感がする。近代世界は主権在民と民族自決を理念とする国民国家を多数つくりあげてきた。しかし、現実にある国民国家のほとんどは複数の民族から構成されているので、国民の中核となる民族と少数民族との利害の対立を内包していた。このような国民国家の矛盾をおおいかくしていた冷戦構造が終結した現在、世界各地で民族間の対立が表面化している。民族と国家の関係をめぐって、世界秩序が問いなおされる時代を迎えているのである。

いっぽう、日本に定住する異なる民族の人口は増加の一途をたどっている。こうした多民族国家化の進行にともない、日本における〈内なる民族問題〉が顕在化することが予想される。

このような現実をふまえて、総合研究開発機構(NIRA)は、石毛直道理事を中心として、1992年から民族に関する研究を開始した。NIRAは総合研究開発機構法にもとづいて政府に認可された研究機関(1974年設立)で、政策指向型の基礎研究をおこなっている。その成果はすべて公開することとしているが、この《世界民族問題事典》も民族問題の研究活動の一環として、広く一般に公開するために刊行することとした。

国家と民族の相克を軸として展開される世界情勢の変化のなかで、これからの日本の対外政策と国内政策を適切に決定していくためには、世界の民族問題に関するバランスのとれた正確で詳細な情報を集大成することが不可欠である。このような情報を網羅し、体系的に整理し、誰にでも利用できるかたちで提供するには、事典にまとめあげることが有効である。人びとが国の内外で他民族と交流する機会が増加している現在、世界の民族に関する情報を総合した事典は、ひろく国民共通の財産として役立つものになるであろう。

この事典の編纂にあたっては、財団法人千里文化財団に研究委託をして、各分野の専門家を組織していただき、基本的な構想の作成、項目決定、筆者選定などの検討をとりまとめていただいた。いっぽう、事典類の出版に豊富な経験をもつ平凡社には、構想段階から参加・協力を願い、編集・出版の実務をしていただいた。

こうして、世界に類のない出版物である民族問題の大事典が完成した。構想段階からご指導いただいた千里文化財団の梅棹忠夫会長、総合的なとりまとめをしていただいた国立民族学博物館・地域研究企画交流センター長の松原正毅教授をはじめ、事典の構想委員会と作業委員会(のちの編集委員会)のみなさん、項目選定委員、執筆者、編集者のかたがたに心からの感謝を申し上げるしだいである。

1995年7月

総合研究開発機構理事長
星野進保

構想委員・編集委員・項目選定委員

構想委員

梅棹忠夫
綾部恒雄
加藤九祚
川田順造
角山 榮
友枝啓泰
福田敏一
松園万亀雄
松原正毅

編集委員

松原正毅(代表)
伊東一郎(ヨーロッパ)
大塚和夫(西アジア, テーマ)
小川 了(アフリカ)
梶田孝道(ヨーロッパ, テーマ)
栗田靖之(南アジア)
庄司博史(ヨーロッパ, 北アジア,
テーマ)
中牧弘允(中南米, 北米, テーマ)
宮本 勝(東南アジア)
吉田集而(オセアニア, 東南アジ
ア, テーマ)

項目選定委員・項目選定協力者

朝倉敏夫(東アジア)
阿部 齊(北米)
網野善彦(日本)
綾部恒雄(北米, 東南アジア)
石澤良昭(東南アジア)
板垣雄三(西アジア)

市川 裕(テーマ)
伊豫谷登士翁(テーマ)
大城将保(日本)
小倉充夫(アフリカ)
帯谷知可(中央アジア)
加々美光行(東アジア)
加藤九祚(北アジア)
加藤 剛(東南アジア)
加藤普章(北米)
河合明宣(南アジア)
北川誠一(中央アジア)
木村靖二(ヨーロッパ)
楠瀬佳子(アフリカ)
栗本英世(アフリカ)
小泉潤二(中南米)
小長谷有紀(東アジア)
小松久男(中央アジア)
近藤和彦(ヨーロッパ)
斎藤尚文(オセアニア)
佐々木史郎(北アジア)
佐々木利和(日本)
重松伸司(南アジア)
柴 宜弘(ヨーロッパ)
柴田佳子(中南米)
島蘭 進(テーマ)
清水昭俊(オセアニア)
ズグスタ, リチャード(ヨーロ
ッパ)
須藤健一(オセアニア)
高橋公明(日本)
田中 宏(日本, テーマ)
田中雅一(南アジア)
田村克己(東南アジア)

塚田誠之(東アジア)
富田虎男(北米)
友枝啓泰(中南米)
内藤暁子(オセアニア)
中井和夫(ヨーロッパ)
中見立夫(東アジア)
二宮宏之(ヨーロッパ)
長谷川 清(東アジア)
八尾師 誠(西アジア)
林 行夫(東南アジア)
原口武彦(アフリカ)
原山 煌(東アジア)
広瀬崇子(南アジア)
廣渡清吾(テーマ)
古田元夫(東南アジア)
細川弘明(オセアニア)
堀 直(中央アジア, 東アジア)
松井 健(西アジア, 南アジア)
松園万亀雄(アフリカ)
松田素二(アフリカ)
水野直樹(東アジア)
宮治一雄(西アジア)
宮地正人(日本)
村井誠人(ヨーロッパ)
山内昌之(中央アジア)
山影 進(東南アジア)
山本幸司(日本)
山本眞鳥(オセアニア)
吉岡政徳(オセアニア)
吉田憲司(アフリカ)
吉田健正(北米)
若林正文(東アジア)
渡部哲郎(ヨーロッパ)

凡例

1. 本事典の項目は五十音順に配列した。外国語の仮名表記は原地音に近づけることを旨としたが、慣用に従ったものもある。なお、v 音は原則としてヴと表記した。
2. 項目は次の4類型に分かれる。㊤各地域の具体的事例についての個別項目(例:カレン[人])、㊦各国ごとに民族間関係や国民統合のあり方などを概観する国項目(例:ビルマ)、㊧国をこえて、より広い地域の単位で、民族問題の現れ方や地域統合の動向などを展望する地域項目(例:東南アジア)、㊨通地域的なテーマや概念、組織などに関するテーマ項目(例:民族、ナショナリズム、仏教)。なお編集にあたってを参照。
3. 民族集団などの名称の見出し語には[人]と付記した。ただし、本文中では<〇〇人><〇〇族>などの表記も併用している。
4. アラビア文字やキリル文字などは、ラテン文字に転写して示した。
5. 本文中で語頭に▶を付して関連項目へ案内し、また文末に▶▶を付して参照項目を示した。
6. 主要な項目には末尾に■を付して、内外の参考文献を掲げた。
7. <コラム>および<グロッサリー>の形式で、本文を補足・拡充する記述を付載した項目もある。
8. 200以上の項目に対応して約250点の地図を添えた(巻頭別刷の地図目次を参照)。
9. 読者の関心に応じて、特定の国や地域に即して関連項目の配置を概観できるように、巻末に<地域別項目ガイド>を付した。なお、巻頭のカラー別刷も、全体の項目配置をつかむ手掛かりとして活用されたい。
10. 索引は、和文と欧文の2種に分けた。頻度の高い欧文略称などは和文索引にも収めた。

IRA▶▶アイランド共和軍

ILO (アイエルオー)

International Labour Organization (国際労働機関) の略称。1919年に、対ドイツ講和条約であるヴェルサイユ条約第13編<労働>の規定に基づき設置された国際機関。その理念は、低賃金や長時間労働の奴隷的労働を含む労働条件全般の改善によって、安い商品による不当な市場競争とこれに起因する紛争を防止し、世界の恒久平和を実現することにあった。その中心は条約や勧告の立法活動で、これによって各国の労働、社会保障立法の発展を促進してきた。政府代表に加え、使用者、労働者の各代表の3者で構成されるILO総会(世界産業立法府)と称されることもある。第2次世界大戦後は国際連合の専門機関となったが、第三世界の加盟国が増加するにしたいが、立法活動は人権分野など広範な領域を対象とするようになった。さらに立法活動に加えて、第三世界に対する技術支援プログラムなどを積極的に実施している。ILOが採択した条約は<義務創設文書>と位置づけられ、各国の批准によって拘束力のある国際文書となる。勧告は<基準設定文書>としての性格を持ち、国内政策に対する指針として機能している。未批准の条約や勧告であっても各国は、採択から1年以内に権限ある機関(通常、立法府)にこれを提出する義務や、これらの条約・勧告に関して国内の法制度、慣行の現状をILO事務局長に報告する義務などを負っている(ILO憲章第19条)。本項目では、とくに移住労働者と先住民族に関する活動について扱う。

【ILOと移住労働者】 ILOの設立目的の一つとして、ヴェルサイユ条約第13編第1款ですでに<自国外に於て使用セラル労働者ノ利益ノ保護>が明記されており、その後現在のILO憲章に至るまで、こうした労働者の保護はその一貫した任務となっている。第2次世界大戦以前には、すでに第29号条約<強制労働などに関する条約>(強制労働条約)が1930年に採択されるなどの活動が行われたが、44年にフィラデルフィアで開かれた第26回ILO総会で採択された<国際労働機関の目的に関する宣言>に、こうした問題に対するILOのより積極的な姿勢を見ることができ、フィラデルフィア宣言ではその根本原則の一つとして、<労働は商品ではない>ことを確認した。そして同宣言ではILOの義務として<雇用及び定住を目的とする移民を含む労働者の移動のための便宜を供与すること>を規定し、これら移住労働者を含めて、すべての労働者に基本的人権と社会保障が実現されるべきであると認めた。

第2次世界大戦後の復興の中で、欧米各国が国内労働者の不足から移住労働者を導入する時期に、ILOではこれに関する立法が精力的に行われた。49年には第97号条約<移住労働者に関する条約>(1949年改正)および同じ内容の第86号勧告が採択された。また57年には、第105号条約<強制労働の廃止に関する条約>も採択されている。73年の石油危機で景気が後退すると、各国は移住労働者の受け入れを拒否し、国内にいる移住労働者の退去を促したため、一挙に不法状況にある移民労働者が増加し、その権利侵害

が大きな問題となった。こうした状況に対しILOは、75年に第143号条約<劣悪な条件の下にある移住並びに移住労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約>(移住労働者(補足規定)条約)と第151号勧告<移住労働者に関する勧告>を採択した。特に第143号条約では、こうした労働者および家族の基本的人権の尊重、社会保障を含めた待遇の平等が明記されたほか、違法行為を行った雇用主や仲介業者の処罰も規定された。

ILOが行ったこうした努力を土台として、移住労働者の権利により広範な国際的な関心を集めるための作業が行われた。79年には移住労働者の法的地位に関する条約が採択され、85年には<外国人の人権宣言>が国連総会で採択された。さらに国連は、79年に<移住労働者の権利条約>の起草を開始し、これはくすべての移住労働者及びその家族の権利保障に関する条約>として90年に採択された。この条約の前文では、条約がILOの成果、具体的にはより一般の性格の強い第29号条約と第105号条約、また移住労働者に関する第97号条約、第143号条約、第86号勧告、第151号勧告の原則を取り入れたものであることが記されている。多くのILO条約を批准しているヨーロッパでは、この条約の報告手続きなどを利用して、移住労働者の権利保障が進められている。しかしながら、ILO条約が規定した労働者の国際的権利水準を常に後追いついてきた日本は、一般にILO条約とその手続きの利用に対する関心が低い。▶▶移民労働者

【先住民族とILO】

【国際連盟時代の労働者保護】 ILOは*先住民族の人権問題に最も早く注目した国際機関といえるだろう。ILOが設立された20世紀初頭の時期では、先住民族、とくに植民地における先住民族はプランテーションや鉱山の労働者として奴隷的状况に置かれており、これを救済することがILOの目的となった。1921年には<原住民労働者>に関する報告書が作成され、26年にはこうした労働者の保護を目的とする国際基準の設定を目的とする専門部会が設置されている。この研究の成果を受けて、36年に<先住民労働者>を対象とした初めての国際条約として第50号条約<特殊労働者募集制度の規律に関する条約>(先住民労働者募集条約)が採択された。これに続き、39年には第64号条約<先住民労働者の文書による雇用契約の規律に関する条約>(先住民労働者雇用契約条約)、第65号条約<先住民労働者による雇用契約の違反に対する刑罰に関する条約>(先住民労働者刑罰条約)が採択された。

【戦後の先住民族保護】 第2次大戦後、ILOは加盟国の本土に生活する先住民族のための国際基準設定を目的に活動を再開し、51年には第1回の専門部会が開かれた。また、54年の第2回会議では、とくに開発による森林生活者の厳しい状況が報告され、これらの民族の同化や統合が議論された。そして、この専門部会では、①森林地帯に生活する先住民族の経済基盤の確保と発展、②生活水準の向上、③医療および保健事業の展開、④基礎教育の展開の4原則を含む国際基準の設定が勧告された。この勧告を受けて、ILOは、

同化や統合に向けて先住民族を総括的に保護する条約の検討に着手することになった。

56年にはILO総会に「先住民族——独立国における先住民の生活労働状況」と題する報告書が提出され、翌57年には第107号条約〈独立国における先住民並びに他の種族民及び半種族民の保護と同化に関する条約Convention concerning the Protection and Integration of Indigenous and Other Tribal and Semi-Tribal Populations in Independent Countries〉(先住民及び種族民条約)および同内容の第104号勧告が採択された。これらの条約と勧告は、先住民族をより低い発展段階の集団と前提し、統合や同化を肯定するという致命的な欠陥を含んでいたが、本格的なく定義をもち、先住民族に土地所有の権利や母語による教育の権利を認めたという点で、当時の画期的な国際文書であった。

「先住民族土地権等への対応」先住民族の運動が世界各地で高揚するなかで、ILOは、86年第107号条約の改定に関する専門家会議を開催し、この条約の前提が誤りであり、改定作業に先住民族を参加させるべきであるという確認を行った。87年のアンケート調査に始まった改定作業を経て、89年の総会で(第169号条約)〈独立国における先住民族及び種族民族条約〉(先住民族及び種族民族条約)が採択され、91年に発効している。これでは、先住民族の自決権など政治的権利が棚上げにされたが、土地権や資源権、その他の権利が、民族の発展という視点で規定されている。第107号条約の批准国が新たに第169号条約を批准しない場合、前条約は有効である。改定までに27カ国が批准した第107号条約の批准国は94年7月現在22カ国であり、第169号条約の批准国は7カ国に達している。両条約とも、ILO専門家委員会が批准国の履行状況について報告を行っている。

日本政府は、これらの条約のうち、戦前の1938年に唯一第50号条約を批准したが、53年植民地の放棄により国内に先住民族はいないとして脱退を表明した。これを、第2次大戦後の〈単一民族国家神話〉の開始とみることもできるだろう。なお、アイヌ民族は、88年および89年の改定作業に代表を送り、これに積極的に参加したが、同席した日本政府は採択では棄権にまわり、対象が曖昧で日本の法体系にそぐわないとして未批准の状態が続いている。上村英明・柳下み咲〈国際機関における先住民族問題への取り組み〉(『外国の立法——特集先住民族』国立国会図書館、1993)。|手島武雅〈ILO169号条約と日本〉(『部落解放研究』77, 部落解放研究所, 1990)。|上村英明「あえて先住民族の『定義』を論じる」(『部落解放研究』95, 部落解放研究所, 1993)。|難民・外国人労働者問題キリスト者連絡会編『移住労働者の権利を宣言する!』明石書店, 1993。|関東弁護士会連合会編『外国人労働者の就労と人権』明石書店, 1990。|労働省編『ILO条約・勧告集』(第6版)労務行政研究所, 1993。|工藤誠爾『史録ILO誕生記』日本労働協会, 1988。

愛新覚羅

「清」(あいしんかくら)清朝皇室の姓。1644年から1911年の間、全中国を支配した清朝は漢民族ではなく、北方少数民族の満州族が支配政権を構成した王朝である。そのため皇室の姓も漢族王朝の漢語の表記とは相違する。例えば、清朝最後の皇帝となった溥儀は、愛新覚羅溥儀と称した。愛新覚羅は満州語〈アイシングョロ Aisin gioro〉の漢字表記であるが、〈アイシン〉は〈金〉を意味し、〈ギョロ〉は女直族の姓(hara)の一つである。清の皇室は『満州実録』中の開国伝説を「我が母は天女、名はフクレン、我が姓は天から降ったアイシングョロ、名はブクリョンション」と記し、古くからアイシングョロと自称していたと主張しているが、この開国伝説は黒竜江地方のフルハ部に伝わったものをのちに採用したと推定されるので、太祖ヌルハチの挙兵した1583年にアイシングョロを

自称していたとは考えられない。当時、ギョロ姓であったヌルハチは、彼の属した建州女直と海西女直を統合し、1616年にハーン位に就いたが、このころに女直族の統合国家である金王朝(1115-1234)の後継者を意識して、国名を後金国と称している。金王朝の後継者を意識したヌルハチは、自分の属するギョロ姓に金を意味するアイシンを冠してアイシングョロを称し、他のギョロ姓と区別したと推定されている。ヌルハチ一族すなわち清の皇室をアイシングョロと定める一方で、他のギョロ姓はシュシュ(紫)ギョロ、イルゲン(民)ギョロ、アヤン(鹿)ギョロなどと称することとなり、尊貴なアイシングョロと区別された。なお、『愛新覚羅宗譜』(1938。愛新覚羅修譜処編)は清朝皇室の一族の系譜を編纂したものである。

細谷 良夫

アイスランド Ísland

北大西洋に浮かぶ島国。正式名称はアイスランド共和国 Lýðveldið Ísland。面積は10万3000km²、人口は26万2386人(1992)。言語はノルド語に属するアイスランド語が公用語であり、宗教はプロテスタントの福音ルター派である。

「9世紀～デンマーク支配時代」9世紀にノルウェー・ヴァイキングの植民活動で人が定住するようになり、930年には世界最古の議会といわれるアルシングが開催され、これを頂点とした自由国が形成された。そこでエッダ、サガなどの古典文学が栄えた。1262年、ノルウェーの支配下に入る。1380年にはデンマーク王がノルウェー王を兼ねることになり(同君連合)、アイスランドもデンマーク王の支配下におかれた。その結果、立法、行政、司法でデンマークの影響力が強まった。そのため、1814年にデンマーク・ノルウェーの同君連合が解消された後もアイスランドはデンマークの下におかれた。

しかし、19世紀ころから独立の機運が高まった。その際、文学的遺産であるサガはアイスランド人の民族の一体感を高め、独立運動で重要な役割を演じた。特に、19世紀後半にアイスランドに対するデンマークの支配が強化されると、アイスランド人の間に民族的自立の声が強まった。独立運動の指導者シーグルズソン Jón Sigurðsson (1811-79)はデンマーク政府との交渉の末、1874年にアイスランドに関する新たな憲法を勝ち取り、アルシングに限定的ながらも立法権が与えられた。その後、デンマークからの独立を要求する声が強まり、1918年にはアイスランドは連合法によりデンマークと連合関係にある主権国家に格上げされた。第2次世界大戦中、デンマークがドイツに占領されたことを受けて、41年にアルシングはデンマークとの連合を解消する権利を有するとの決議を行い、国民投票の圧倒的支持を得たのちアイスランドは44年6月17日に共和国として独立した。

「独立以降」独立後は、きわめて小規模な国家であるため、大国の狭間でその独立を確保することに苦労してきた。まず、歴史的経緯から他の北欧諸国との関係が深く、政治的・文化的つながりを重視し、北欧会議には53年の発足時から参加している。軍事的には非武装国家であるが、自国の安全を保障するため、49年にNATO(北大西洋条約機構)に参加し、さらに51年のアメリカとの防衛協定により同国に軍事基地を提供している。経済的には主に漁業に依存する経済構造から、水産物の輸出市場を確保するため、たとえばEC(現EU=ヨーロッパ連合)との間に自由貿易協定(1973年発効)、EEA(ヨーロッパ経済領域)協定(1994年発効)を結んでいる。しかし、周辺漁場の確保にも死活的利害を持つため、他の北欧諸国がEU加盟を進めるなかでも、EUへの即時加盟を求める声は少ない。漁場をめぐるのは、イギリスとの間に1950年代以来3度もタラ戦争を

起こした。また、商業捕鯨再開を主張し、92年にはIWC(国際捕鯨委員会)から脱退した。国際社会における独立と協調の調整は、アイスランドにとって最大の難問であろう。

吉武 信彦

■ Rosenblad, E. and Sigurðardóttir-Rosenblad, R.《Iceland: From Past to Present》Mál og menning, Reykjavik, 1993.

IWGIA(アイダブリュジーアイエー)

International Work Group for Indigenous Affairs(先住民族問題国際作業グループ)の略称。1968年に創設された*先住民族の人権を支援する国際*NGOで、国際事務局をコペンハーゲンに、事務所をノルウェー(オスロ)、スイス(チューリヒ)、スウェーデン(ルンド、ゲッセンパーク)に置いている。この団体の歴史は先住民族と研究者の関係を考えるとき、たいへん興味深い。

60年代は、国際的に先住民族の運動がそれまでに高く高揚したこと、学生運動が大学での研究の在り方を批判したこと、人類学者が南アメリカをフィールドワークの中心としてとりあげるようになったことなどの特徴があった。これらの時代状況の中で、国際人権年であった68年8月にドイツのシュトゥットガルトで開催された第38回アメリカ研究者国際会議では、コロンビアやブラジルの事例報告に対して、先住民の人権擁護と研究者の責任に関する決議が行われた。この決議への署名者を中心に、人権問題の解決への研究者の知識の活用、国連人権機構との協力、必要な地域への専門家の派遣などを目的としてIWGIAが結成された。当面の事務局がシュトゥットガルトに置かれ、初代の議長にスウェーデンの民族学者ペルソンLars Persson、事務局長にノルウェーの人類学者クライヴァンHelge Kleivanが就任した。また、69年には北欧5カ国の外務省担当者をコペンハーゲンに招待して、先住民の人権状況と国際社会の責任に関する連続講座が開催された。

70年代に入ると、71年に常設事務局をコペンハーゲンに移し、この時期には、先住民族の国際会議の開催や国際組織の結成にアドヴァイザーとして積極的に関与している。例えば、73年のコペンハーゲンでの北極圏民族会議 Arctic Peoples' Conference の開催、75年の*世界先住民族評議会 World Council of Indigenous Peoples の結成、80年の南アメリカ先住民族評議会 Consejo Indio de Sud America の結成に、IWGIAは大きな役割を果たしている。また、クライヴァンによって、先住民族に〈第四世界〉という概念が使用されるようになった。80年代には、先住民族に対する支援プロジェクトの調整や国連機関との協力が飛躍的に前進した。83年には、ノルウェー開発庁の援助プログラムを直接先住民族に適用することに成功した。さらに、82年に設置された国連先住民作業部会 UN Working Group on Indigenous Populations に積極的参加するとともに、これに参加を希望する先住民族に対し、独自の財政支援を行っている。情報誌として《IWGIA Newsletter》《IWGIA Document》《IWGIA Yearbook》を発行している。

上村 英明

■ IWGIA《IWGIA 20 Years》(《IWGIA Yearbook 1988》IWGIA, Copenhagen, 1989)。

アイデンティティ identity

〈自分が何者であるか〉についての確信あるいは感覚をいい、〈自己同一性〉〈主体性〉〈帰属意識〉などさまざまな訳語が当てられる。心理学的には、自我の不変性、連続性、人格の統一性などを指すが(E.エリクソンの概念)、社会学的には、集団への所属あるいは準拠によってもたらされる自己定義を含んだ帰属感をいう。*民族との関連では、当然こうした帰属感がアイデンティティの中心内容となる。すなわち、〈民族アイデンティティ〉とは、人が一定の民族的所属、ま

たは民族的なもの(言語、宗教、文化、歴史など)と自己との結びつきを意識的、無意識的に取りこんで自己定義を行うとき、成立するといえる。その内容としては、固有の言語や文化への愛着、民族の一員であることの誇り、他からの差別や排斥の経験に基づく連帯感などの要素が指摘されるが、劣等感や宿命感を秘めたネガティブなアイデンティティがもたれている場合もある。

【多様性】 しかし民族アイデンティティの形態は非常に多様である。アイデンティティが、当の集団の生きている原初的特性(言語、宗教など)と強く結びついて形成されている場合、それは一貫性と持続性をもつ。例えばカナダのケベック人(*ケベックワ)、ベルギーのフランデレン人(フラマン人)、世界各地の華僑一世などは、この例であろう。しかし、通常はほとんど意識されていない民族感情が、外的な契機(戦争、紛争、競争など)によって活性化され、強められる場合もある。人為的に民族感情が喚起されるケースといってもよい。ホスト社会に相当程度*同化した移民の三世や四世においても自分の民族的出自は意識されていないとはかぎらず、たまたま他集団との紛争や競争、あるいは他からの排斥などがあったとき、民族アイデンティティが喚起される。1960年のアメリカの大統領選にジョン・ケネディが立候補した際、移住以来数世代を経過したアイルランド系の市民(*アイルランド系アメリカ人)がその出自を意識し、大量にケネディに投票した例や、アラブ・イスラエル間の緊張が増すと、欧米社会によく同化しているユダヤ系市民の間からもイスラエル支持の示威行動が組織されたりするといった例がそれである。

実地に観察するなら、民族のアイデンティティはかなり部分的、相対的なものであり、所属している社会のなかでの階層、職業、世代などのアイデンティティと併存し、当人の自己定義の一つの側面をなしているにすぎないことが多い。アメリカのアイルランド系市民についてはすでに述べたが、イタリア系市民(*イタリア系アメリカ人)の多くも、職業や階層に基づくアイデンティティをより強く感じていて、イタリア系ということをもはや一次的属性と感じていない。さらに、彼らがイタリア語やイタリア文化をとくに保存していなければ、その民族的出自はほとんど象徴的な意味しかもたないかもしれない。

【相対性、可変性】 民族アイデンティティの相対性、可変性は文化変容や移動の過程と関連でよく観察される。*移民二世のアイデンティティは、ホスト社会への同一化のために多少とも複合化しているのが普通である。また、移動・再移動のなかで、アイデンティティの揺れを経験する人々も少なくない。例えばブラジルにおける日系移民(*日系コロニア)は祖父母や親の教育の結果として、〈日本人〉アイデンティティをもっているが、いったん日本を訪れると、現実に出会う日本人と日本文化との相違を経験し、自分を〈ブラジル人〉だと感じるようになることが多い。

【アイデンティティへの注目必然性】 今日、民族とはなにかを定義するとき、アイデンティティをその基準とする考え方が有力になっている。その固有の言語や宗教を保存しておらず、他集団との通婚が進んでいるような場合でも、〈自分は〇〇人である〉という意識をもっていれば、そのことが重視される。例えばオック語を話さないがオクスタンだと感じている人々(*オクスタニー)、バスク語をほとんど使えないがバスク人を自認している人々(*バスク)などがこのケースにあたる。地域的移動、自由な結婚、都市化などの著しく進んでいる今日、〈民族〉をなんらかの客観的な属性を基準に論じることがしだいに困難になっている。そのことが、こうしたアイデンティティの側面からの民族

へのアプローチを必然化している。▶エスニシティ 宮島 喬
■グレイザー, N., モイニハン, D.《人種のるつぽを越えて》(阿部齊他訳)南雲堂, 1986. | Esman, M. J., ed.《Ethnic Conflict in the Western World》Cornell Univ. Press, 1975. | Royce, A. P.《Ethnic Identity》Indiana Univ. Press, 1982.

アイトマトフ Chingiz Tolekulovich Aitomatov 1928-
旧ソ連キルギスタン出身で、キルギス語とロシア語の2言語を使うバイリンガル作家。父トレクルは共産党の古参の活動家だったが、粛清の犠牲となり、1937年に銃殺された。キルギス農業大学に学び、初め畜産技師として働くが、52年に地方紙に短編を発表し、作家としてデビュー。58年からはモスクワの文芸誌にも登場、特に農村の因習に抗して愛に走るキルギス女性を描いた美しい中編《ジャミリャ》で作家としての地位を確立、以後ソ連でもっとも広く読まれる人気作家の一人として活躍する。59年に共産党に入党。代表作は《さらばグリサルイ》(1966)、《白い汽船》(1970)、《一世紀よりも長い一日》(1980)など。キルギスの自然を背景に、現代社会や文明の問題を浮き彫りにする作品が多い。長編《処刑台》(1986)は麻薬や宗教の問題を正面から取り上げてグラスノスチ時代の先頭を切り、大きな反響を呼んだ。

ソ連作家同盟理事局書記、ソ連最高会議代議員などの要職を歴任、学者や文化人によるクイシククリ・フォーラムを創設した。また90年よりルクセンブルクのソ連(1992年からはロシア連邦)大使を務める。こうした活動は、キルギスの民族文化を代弁するというよりは、広い視野から旧ソ連の多民族的文化の総体に取り組もうとする志向に支えられている。60年代後半以降、彼がもっぱらロシア語のみで著作活動をしているのも、ロシア語というく共通語(族際語参照)を通じてくより広い世界に出ていくためだという。

沼野 充義

■アイトマトフ, Ch. T.《一世紀よりも長い一日》(飯田規和訳)講談社, 1984. | 同《処刑台》(佐藤祥子訳)群像社, 1988.

アイニー Šadr al-Dīn 'Aynī 1878-1954

ブハラ生まれの*タジク人文学者。*ブハラのマドラサ(イスラームの高等教育施設)でイスラームの学問を修め、1910年ころから*青年ブハラ人の改革運動に参加した。ロシア二月革命の直後、反体制派の一員としてブハラの官憲に逮捕され、75回の鞭打ち刑を受けたが、ロシア人ソヴェト組織の介入で解放された。その後は*サマルカンドに移り、ブハラ革命のための啓蒙・情宣活動に従事した。アイニーはタジク、ウズベクの2語に通じ、20年代の初めには《トゥラン行進曲》のように明らかに汎トルコ主義的な作品も書いていたが、まもなくタジク・ナショナリズムの立場を明らかにした。その《タジク文学精選》は、1924年の民族的境界画定で不当に軽視されたタジク人の歴史と文化の復権を意図しながら、10世紀以来の中央アジアのペルシア(タジク)語文学の精華を集めた初めての著作として注目値する。社会主義リアリズムの作品も多く、ソ連邦ではタジク・ソヴェト文学の創始者として高い評価をえた。▶ジャディード|タジキスタン

小松 久男

■Šadr al-Dīn 'Aynī《Namūna-yi Adabiyāt-i Tājik》qism 1-3, Moscow, 1926.

アイヌ[人]

樺太(サハリン)、千島(クリル)列島、および日本列島北辺に古くから居住する住民の一つで、*アイヌ語を母語とし、*アイヌ文化を育んだ人々をいう。1993年現在の人口はおよそ2万4000人(ただし、北海道の調査に応じた人の数)。

【呼称、民族概念、地域】

【呼称】〈アイヌ〉は、アイヌ語の語義では、神に対する〈ひと〉、女に対する〈男〉、子に対する〈父〉、妻に対して〈夫〉を

意味することばである。〈ひと〉の類語は樺太アイヌの古語〈エンチュ(ひと、男)〉と、ほかにピト(ひと)〉がある。また、〈シャムクシ=アイヌ(シャクシャイン)〉のように成人男性の尊称としても用いられる。〈アイヌ〉が民族呼称として定着したのは20世紀になってからのことであり、18世紀以降20世紀初めまでの呼称は〈アイノ〉が主であったが、J. バチュラー、金田一京助により〈アイヌ〉の訛音と指摘されて以来、〈アイノ〉は使われなくなった(ただし、知里真志保は〈アイノ〉は古語であった可能性を指摘している)。

周辺の諸民族のうち*ウイльтаからは〈クイ〉、*ニヴフからは〈クギ〉と呼ばれ、中国ではこれらを音訳して〈骨傭〉〈苦兀〉〈庫頁〉などとも称された。ロシア人は千島アイヌの人々を〈クリル人〉と呼び、のちにはアイヌ全体を指したが、現在は〈アイヌ Ainu〉と呼ぶ。また現在、国連をはじめ諸外国では〈アイヌ〉が民族呼称として定着している。

日本列島では7世紀を中心とした時期にく*えみし(毛人、蝦夷)〉という存在があり、13~14世紀ころからはく*えぞ(蝦夷)〉く*えびす(夷)〉などと呼ばれ、16世紀以降はく夷人(夷仁)〉の呼称が主になり、加えてく蝦夷く蝦夷人く蝦夷土人)なども用いられた。また、ほぼ時を同じくして、く夷賊く夷民く狄く夷狄く狄)など差別性の強い語も頻出する。例えば尊称としてのくアイヌ〉をく逢犬)と書き、メナシのおさニシラケアイヌをく蝶羅稀阿犬)、シャクシャインをく沙具奢犬)と表記するなど、ことさらにく犬)と結びつけることで差別性を強調したりした。いずれも日本列島における*華夷意識の反映と見ることができる。

明治維新後、政府は初めくアイノく北海道土人)などの呼称を用いたが、1871年(明治4)*戸籍法の制定にともないアイヌをく日本人(平民)〉に強制編入し、やがてく旧土人)を公称とした。この非近代的、非人間的な呼称が法的には現在もなお存続している。アイヌの人々はく俺たちは土の人ではない、人間である〉として、この屈辱的な呼称の廃止を求めてきた。また、くアイヌ〉は差別意識を助長するという観点から一時期、民族呼称をくウタリ(同胞、友人)〉に改めたこともあるが(例えば*北海道ウタリ協会)、現在ではくアイヌ・ネノ・アン アイヌ(人間・らしく・ある 人間)〉という新たな意識のもとでくアイヌ〉を自称として用いている。

【民族概念】アイヌは、言語系統からいえば古アジア諸語に属するという説のほか、印欧語説などいくつかの考え方が通行しているし、形質人類学の上からは古モンゴロイド説、古コーカソイド説、オセアニア人説などが提示されてきた。現在は血液型、指紋、遺伝子などの分析から古モンゴロイド説が有力とされているものの、なお決定的な説をもたない。18世紀以降の蝦夷通たちの一部には、アイヌ語やアイヌ文化の中に日本の古代文化の残滓を見て、和夷同祖論的な考えを述べたりする者もいた。また、19世紀後半には日本列島の先住民論争の対象となったり、近年においてもアイヌ=縄文人説が提唱されたりしているが、民族の系統は結論を得るまでには至っていない。

民族概念としては、先述した樺太、千島、日本列島北辺に古くから居住する住民の一つで、アイヌ語を母語とし、アイヌ文化を育んだ人々をいう、と繰り返すしかないが、さらに付け加えれば、民族としてのアイデンティティを有する人々ということになろう。しかし1993年、北海道ウタリ協会はくアイヌ民族〉を自ら定義して、次のような意見陳述を日本政府に対して行っている。すなわち、①アイヌ民族は、古くから北海道、樺太、千島列島を生活の本拠地にし、主に狩猟、漁猟、採集によって自然と共生し、固有の言葉、文化、生活習慣などを持ち、それぞれの子孫によって受け継がれ現在に至っている歴史的事実のある集団であ

ること、②アイヌおよびその家族であること。より具体的には、①自分にアイヌの血があり自らアイヌであることを認識し、自ら表明した者であること、②また、自己の親族関係の確認によって認定を主張することも可能と考えられること、③アイヌとの婚姻関係や養子縁組によって新たにアイヌの一員となることもあること、④血の濃淡については、特に問わないものであること、⑤民族全体だけの認定に限定する必要はない、という要件をあげている(『先駆者の集い』第60号、1993)。

【地域】『諏訪大明神絵詞』はく蝦夷が千島の住人を、渡党、日ノ本、唐子の3類に分けて記述したことがある。それぞれにどの民族を当てるかは議論のあるところだが、アイヌ文化が最盛を誇っていた17～19世紀初頭には北海道、樺太、千島、本州東北地方北部の4地域が、言語的文化史的にアイヌの居住地域として区分される。古く7～8世紀には東北地方にアイヌ語を共通語とする集団(アイヌ語族)が居住し、アイヌ語地名を遺している。これらの諸地域が「アイヌモシリ(人間の・大地)」ということになる。

このうち、樺太はほぼ北緯50度線を限りとしてそれ以南(一部沿海地方も含む)に居住し(樺太アイヌ。〈サハリン・アイヌ〉参照)、千島はラショフ(羅処和)島を中心とする中部千島とシュムシュ(占守)、ポロムシリ(幌筵)を中心とする北千島(一部カムチャツカ半島南部を含む)とに居住していた(*千島アイヌ)。北海道では北海道本島と一部付属島嶼および国後(くなし)島、のちには択捉(エトロフ)島までがその範囲である(北海道アイヌ)。ウルップ(得撫)島は北海道・千島両アイヌの交易圏にあった。北海道アイヌは和人およびその文化と、樺太アイヌはニヴフ、ウイльта、*ウルチャ(オロチ)など北樺太やアムール川下流域地方の民族およびその文化と、千島アイヌはアレウト(*アリウト)、*イテリメンなどの民族およびその文化、さらにロシア人および西洋文化と、それぞれ密接なかわりをもっている。

ユーカラにはくレプンクル(沖のひと)などアイヌとは異なる人々の描写があり、また、18～19世紀に和人がまとめた蝦夷語集のいくつかをひもとくと、〈日本人＝ヤウンシヤモ〉、〈韃靼人＝レプンクル〉、〈ロシア人・アメリカ人＝フレンシヤモ〉、〈ロシア東北辺の人＝ヌチャクル〉、〈ヨリカタ辺の者＝ヨロコウタル〉、〈満江辺地の人＝サンダグル〉などの語彙を記載しており、アイヌの異民族観を窺うことができる。

もう少し微視的に、アイヌの居住地域は集団呼称をもって括れる場合がある。例えば19世紀初頭の北海道では、シブチャリ(現静内町)から見て、ポロイヰミ(現襟裳町)までをくメナシウンクル(東に住むひと)〉、ニイカブ(現新冠町)からシラヨイ(現白老町)までをくシュムンクル(西に住むひと)〉、ポロベツ(現登別市)からアブタ(現虻田町)あたりまでをくウシヨロンクル(湾に住むひと)〉などと呼んでいた。また、もう少し地域を限ってくサルンクル(沙流びと)〉くシブチャリウンクル(シブチャリびと)〉などの呼び方もあり、さらには同じ川筋でも上流の者、中流の者、下流の者などの区分や、コタン(集落)単位での呼称などもあった。

【アイヌ民族史】アイヌ語には文字言語が伴わなかったため、史料となりうる記録(アイヌ語文書)が存在しない。いうところの非文字社会であるが、この社会的文化的特徴として数多くの口承文芸を有しており、これらは分析いかんでは史料として活用している可能性があるが、まだ十分な研究成果の蓄積がない。したがって、現段階ではこの人々の歴史叙述を試みるには、周辺諸民族が遺した不完全かつ偏見に満ちた記録類を援用しなくてはならないという制約がある。このような制約のほか、くアイヌには歴史は

ないなどという歴史学研究のうえでの思い込みもあって、アイヌの人々の歴史がともに研究されたことはなかったが、近年、徐々にではあるがアイヌ自身の歴史叙述に向けての試みが始められている。例えば、北海道ウタリ協会は1983～94年に『アイヌ史』全5巻を編集・刊行した。しかし、資料編の刊行にとどまり、通史の記述は第2期の課題としている。

アイヌの人々の歴史研究は、これまでは日本史ないしは北海道史研究の余録的になされていたもので、植民・開拓史観や差別史観、さらに抵抗史などという観点からの悲観的な、あるいは暗く悲惨な虐げられた民族の歴史という叙述に終始しており、大きな文化を育んだ民族の歴史を記述するという視点に乏しかった。アイヌの人々を中心に据えることのなかった片手間な歴史記述であったといっていよい。

【時代区分】アイヌの歴史を概観するうえで時代区分がなされていると都合がよいが、現状はそこまで進んでいない。とりあえず、〈考古学的古代〉〈文献史的古代〉〈前アイヌ文化期〉〈アイヌ文化期〉〈アイヌ史的現代〉と、かりに区分しておこう。〈ひと〉としてのアイヌの歴史は、旧石器時代以後、縄文文化期、続縄文文化期といった〈考古学的古代〉を経て、オホーツク文化期、擦文文化期などの〈前アイヌ文化期〉、そして〈アイヌ文化期〉と続いて〈アイヌ史的現代〉に至るという流れが想定される。また、〈文化〉としてのアイヌの歴史は、くえみし(蝦夷)と呼称されていた時期を中心とする〈文献史的古代〉(解釈いかんではく前アイヌ文化期〉まで及ぶ)と、擦文文化期以後のおおよそ13世紀ころから19世紀半ばにかけての〈アイヌ文化期〉、そして〈アイヌ史的現代〉という流れが考えられる。ここでの〈アイヌ文化期〉は、考古学でいう近世アイヌの時期であり、日本史の中世・近世と併行する時代である。

【アイヌの大闘争時代】政治史的には、13世紀から16世紀にかけて東北地方北部から蝦夷地(蝦夷島)、樺太に及ぶ異民族との大闘争、さらには民族内部での闘争の時代があった。ここでは、*和人を相手としたもの、中国・ロシアを相手としたものについて概観する。前アイヌ文化期には、ユーカラのモチーフともいわれるオホーツク文化人と擦文文化人との闘争があったとされる。

①対和人闘争 文献的古代のくえみし(蝦夷)と大和朝廷との闘争をいまは除いて考えると、蝦夷地では15世紀半ばから16世紀半ばにかけて渡島半島を中心に、移住してきた和人勢力と、在地のアイヌ勢力との間にいくたびかの抗争が起こった。ショヤコウジ兄弟、タナサカシらの蜂起で、1457年のくコシマインの戦争〉はその最大のものであった。蝦夷地の覇権をめぐるこの時期はく対和人大闘争の時代〉といっていよいかもしれない。1551年、和人内部での覇者となった松前氏とアイヌの間に講和が成立し、1世紀ほどの蝦夷地の平安が訪れる。

1643年のヘナウケの蜂起をきっかけにして、69年のシャクシャインの蜂起、そして72年のクヌイでの戦いまでの30年間は、蝦夷地の多くを巻き込みかつアイヌ同士の戦いをも含んだくアイヌの30年戦争〉とも、全体をくシャクシャインの戦争〉ともいいうる一大闘争の時代でもあった。1789年の蝦夷地東部を中心に起こったクナシリ・メナシの蜂起は、勃興する商業資本家たちとアイヌとの戦いであったといえるかもしれない。漁場の労働力として過酷な労働を強いられたアイヌ勢力は、その圧迫に耐えかねて立ち上がったのであるが、犠牲を最小限にとどめようとする長老たちの説得もあって収束し、結果的に和人への従属を余儀なくされる。

②対中国・対ロシア闘争 13世紀半ばには、アイヌが樺太

【教科書に描かれたアイヌ民族】

【アイヌ差別と教科書】今日の日本の社会には依然としてアイヌ民族への差別が根強く残っている。こうした差別の根底には歴史的、社会的に形成された日本人の誤ったアイヌ認識が内在していることはつとに指摘されている。この問題の考察にあたっては、学校教育の中心的位置を占め、上からの国民意識の形成を企図した教科書のアイヌ民族に関する記述を検討することが不可欠の作業である。ここでは近代の初等地理教科書を事例として、その問題にアプローチしてみよう。

【地理教科書の中のアイヌ像】日本の教科書のなかで、アイヌ民族の存在の教材化は大学南校(東京大学の前身)の教員内田正雄が著した『興地誌略』(1870)が最初である。同書は福沢諭吉『世界図説』と並ぶ、明治初期の代表的な世界地理教科書である。内田は当時の日本とロシアとの緊張関係を背景にアイヌ民族の世界を描いたが、それは「未開」と「野蛮」の象徴としてであった。初等地理教科書ではこの『興地誌略』を初出に、その後も主として『日本地理』の領域でアイヌ民族が描かれた。それも巻頭にあたる「日本(大日本帝国)」と「北海道」の各章に登場する。時期的に見ると、前者は「北海道旧土人保護法」制定後の1901年発行の検定教科書『小学地理』から第6期国定教科書『尋常小学地理書』まで、また、後者は1873年発行の中根淑『兵要日本地理小誌』から第2期国定教科書『尋常小学地理』までというように内容の濃淡はあるが、それぞれ記述が存在している。

それではアイヌ民族はどのように描かれているのであろうか。代表的な記述例を提示しておく。

④中根淑『日本地理小誌』(集英堂、1886)——「蝦夷地、州中固有ノ土人ナリ。自ら称シテアイノト云フ、其風俗固陋ニシテ、邦人ト同ジカラズ、鬚髪ヲ剪カラズ、短キ粗衣ヲ着ケ、狭キ小屋ニ住シ、草根魚肉ヲ常食トシ、性怠惰ニシテ、酒ヲ好ミ、煙草ヲ嗜ム、然レドモ勇敢ニシテ、林ニ伏シ獵ヲ第シ、波ヲ凌ギ魚ヲ漁ス、人口ハ漸ク漸ク減少シテ、明治五年一万余五千人ニ至リシガ、方今ハ漸ク増シテ一万余七千人ニ上レリ」。

⑤文部省『小学地理』(1905)——「苦小牧の東方に沙流川あり。このほとりには、あいぬ人の村落多し。あいぬ人は、むかしは、広く、本州にも住みたりしが、今は、本道全般に通じて、その数、二万人に足らず。多くは、漁業を業とし、開化、すこぶるおくれたり」。

上記④⑤も含め初等地理教科書のアイヌ民族に関する記述は、おおむね次の要素から構成されている。①北海道はかつて蝦夷地と呼ばれアイヌ民族が先住していたこと、②北海道の「土人」をアイヌ民族と呼称していたこと、③身体的特徴、④衣食住などを中心とした生活・文化、⑤無文字社会であったこと、⑥人口、⑦「同化」が進行していることである。各教科書はこれらの要素のいくつかを組み合わせて記述を構成しているが、発行時期が下るにしたがってその内容が簡略化されるなどの変化が見られた。それはアイヌ民族への社会的・学問的関心を薄れさせた「同化」政策の浸透と無関係ではない。しかし、そこに描かれたアイヌ像はその存在と



生活・文化を「未開」「野蛮」視する「土人」イメージに貫かれていた。こうした記述は日本人の子供の差別意識を助長する一方で、アイヌ民族の子供に対しては自ら出自を卑しめる以外のなにものでもなかった。

【アイヌ民族からの教科書批判】近文アイヌの川村才登は「陛下の赤子」であることを前提として、第5期国定教科書『尋常小学地理書』中の挿画「アイヌ人とその住家」(図参照)への批判を展開し、次のように述べた。「アイヌ風俗として八十年も昔のみすばらしい挿絵のみ記されて内地ではアイヌにたいして何等知識のない子供にアイヌを見た事がない先生が、あのみすばらしい絵を子供に見せし時、其所に恐ろしい誤解を生じないでしょうか」(『北海タイムス』1934年12月14日付朝刊)。

この指摘は当時の生活者としてのアイヌ民族の姿の欠落が誤ったアイヌ認識の形成につながるという主旨であったが、それは決して歴史のなかの一齣ではないのである。現在でも、「北海道は、古くは「えぞ地」とよばれ、長い間アイヌの人々が、コタンという小さな村をつくって、しかの肉やさけを主食とする生活をおくっていた」(『地理』1993年度版、学校図書)という記述に代表されるように、中学校用社会科教科書の中に生きつづけている。川村の指摘はアイヌ民族と日本人の共生関係の樹立を目指す教科書のあり方を検討するうえで、貴重な示唆を含んでいるといえよう。

竹ヶ原 幸朗

■竹ヶ原幸朗「虚構としての「あいぬ」風俗」——国定国語教科書のアイヌ認識(日本教育学会『教育学研究』61-3, 1994)。

に渡りニヴフ(吉里迷=ギリヤーク)を毎年襲撃するので、1264年にはフビライカ軍を送りアイヌを征した、という記事が『元史』にある。これ以降1284-86年にかけて毎年軍を送ってアイヌ征討を試みた。1297年から1305年にはアイヌ軍が大陸に渡り元軍と交戦し敗北している。また、18世紀末、エトロフに渡ったロシア人とアッケシのおさイコイとの間に交易をめぐる抗争が起り、ロシア側の銃撃に毒矢で対抗し、これを撃退している。規模は小さいが日本列島で起こった最初の西洋人との戦いである。

【大闘争と交易、そして隷属へ】このような民族闘争のなかで結果的に和人側が得た蝦夷地における絶対優位という図式は、必然的に差別する側と差別される側の対立を生み出し、現代に及ぶアイヌ差別の遠因をなしている。しかし、この時代はまた、文化史的には現在に伝承されているアイヌ文化の原型が生み出された時代として特筆され、特に17世紀から19世紀にかけてはアイヌ文化の絶頂期ともいえる時期を迎えている。

アイヌは古くから和人を交易の相手と見、と同時に和人の側も、珍物奇品をもたらすアイヌを格好の交易相手とみなしていた。13世紀初頭には津軽十三湊(ときみなど)に夷船・京船がおびただしく集まっていたという記載が『十三往来』

にある。この夷船がアイヌの交易船(ウイマム・チップ)であった可能性は高いとされている。つまり、アイヌの交易範囲は沿海州、樺太から東北地方までを視野に入れた、かなり広いものであった。アイヌ文化期の初期には鷲羽、ラッコなど海獣の皮、アトシシ、青珠、蝦夷錦などを携えて和人地松前を訪れ、じかに松前氏と交易を行う「ウイマム」という形態があり、ユーカラにも謡われていたが、これは和人優位が確立するころは朝貢に等しくなる。

松前氏は、米がとれないという領地の事情もあって、蝦夷地をいくつかの「場所」に分け、「場所」におけるアイヌとの交易権を知行として家臣に分与した(商場知行制)。ここでの交易権は、知行主に代わって商人が運上金を払って請け負うようになる。これが「場所請負制」である。この和人の制度はアイヌとアイヌ文化に深いかかわりをもつようになる。ウイマムのような交易形態に「オムシャ」というのがある。これは「場所」ごとの交易であったものが、のちに「場所」での労働終了時の慰安的な行事となる。ウイマムやオムシャで和人からアイヌが得るものは、古着、葉タバコ、漆器、酒、針などであった。

アイヌ文化期の社会は、基本的には首長制社会であった。伝統的な社会の基礎単位はコタンといわれ、その宗教的・